

隠岐の島町島留学促進事業補助金交付要綱

令和2年2月7日

告示第16号

(趣旨)

第1条 この要綱は、隠岐の島町への島留学を促進し、もって定住・交流人口拡大を図ることを目的として、下宿等へ入居する島留学生に対して、予算の範囲内において交付する隠岐の島町島留学促進事業補助金（以下「補助金」という。）に関し、隠岐の島町補助金等交付規則（平成16年隠岐の島町規則第36号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 島留学生 本町に所在する高等学校（隠岐水産高校専攻科を含む）に就学又は通学する者で、本町に転入した者をいう。
- (2) 転入日 島留学生が住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本町に住民登録の届出を行った年月日
- (3) 下宿等 島留学生が通学のために賃貸借契約した下宿、間借り又は民間の賃貸住宅。ただし、親族等が所有する持ち家等に居住するものを除く。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、下宿等の賃貸借契約を締結した島留学生とする。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者とししないものとする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の適用を受けている者及び受けようとする者
- (2) 本人又は世帯構成員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員である者
- (3) 当該事業に関して国、県又は町の制度による他の補助又は補償等を受けている者

(4) 当該事業に関して住居手当制度等による住宅の賃貸借契約に係る手当を受けている者。

(補助対象費用)

第4条 補助金の交付対象となる費用（以下「補助対象費用」という。）は、下宿等の家賃（下宿にあつては部屋代、間借りにあつては光熱水費及び管理費を除く部屋代、民間の賃貸住宅にあつては共益費等を除く家賃に限る。）とする。ただし、敷金礼金及び仲介手数料は除く。

(補助対象期間)

第5条 補助対象となる期間は、島留學生が入学を許可された月から卒業証書を授与された月までとする。

(補助金額)

第6条 補助金の額は、補助対象費用の1月に相当する額の3分の2とし、当該金額が20,000円を超える場合は、これを上限とする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、隠岐の島町島留学促進事業補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して、町長に提出しなければならない。

(交付決定)

第8条 町長は、前条の申請書の提出があつたときは、申請者に係る第3条第2項各号に掲げる要件を審査し、補助金の交付の適否を決定するとともに、当該決定の内容を隠岐の島町島留学促進事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(決定内容の変更等)

第9条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、交付決定の内容を変更、又は中止する場合には、隠岐の島町島留学促進事業補助金変更（中止）承認申請書（様式第3号）に必要な書類を添付し、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があつたときは、申請書等の書類の審査等を行

い、変更内容が適正であると認めるときは当該申請を承認し、隠岐の島町島留学促進事業補助金変更（中止）承認通知書（様式第4号）により補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、次の各号に掲げるもののうちいずれか早い日までに、隠岐の島町島留学促進事業補助金実績報告書（様式第5号）に必要な書類を添付し、町長に提出しなければならない。

（1） 下宿等退去の日から起算して30日以内

（2） 3月31日

（補助金の額の確定）

第11条 町長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、補助事業が補助金交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し、隠岐の島町島留学促進事業補助金確定通知書（様式第6号）により速やかに補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第12条 町長は、前条の規定による補助金の交付額の確定後、隠岐の島町島留学促進事業補助金（概算払）請求書（様式第7号）による補助事業者からの請求に基づき補助金を交付するものとする。ただし、事業内容を審査し適当と認められたときは、確定前に補助金交付決定額の2分の1の範囲内で概算払をすることができる。

（交付決定の取消し）

第13条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1） 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

（2） 補助金を他の用途に使用したとき。

（3） 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき若しくは町長の処分に従わなかったとき。

2 町長は、補助金の交付の全部又は一部の取消しを決定したときは、その理由を

付して隠岐の島町島留学促進事業補助金交付決定取消通知書（様式第8号）により、補助事業者へ通知するものとする。

- 3 第1項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後についても適用する。

（補助金の返還等）

第14条 町長は、前条の規定による補助金の交付の決定を取り消した場合において、その取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し隠岐の島町島留学促進事業補助金返還命令書（様式第9号）により期限を定めて返還を命ずるものとする。

（委任）

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行日前に、転入の届出を行った者で、かつ、同日以降に申請を行った者の取扱いは、改正後の新要綱の規定による。

様式第1号 (第7条関係)

年 月 日

隠岐の島町長 様

住 所
氏 名
連 絡 先

印

隠岐の島町島留学促進事業補助金交付申請書

隠岐の島町島留学促進事業補助金交付要綱第7条の規定に基づき補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

下宿等の所在地	隠岐の島町		
契約締結日及び契約終了日(退去予定日)	年 月 日 契約締結日	年 月 日 契約終了日 (退去予定日)	
転入日	年 月 日		
転入前住所			
就学先学校名・学科・学年	学校	学科	年
就学先入学日	年 月 日		
下宿等の家賃	円/月額		
補助申請額	円		
世帯構成員 (入居者) (申請者含む) ※同居する者(世帯分離している者を含む)全員を記入すること。	続柄	氏 名	生年月日及び年齢
	本人		年 月 日 (歳)
			年 月 日 (歳)
			年 月 日 (歳)
			年 月 日 (歳)
添付書類	・住民票 (世帯全員・本籍続柄すべて記載のもの) ・下宿等の位置図 ・在学証明書 ・賃貸借契約書の写し ・口座振込先及び口座名義のフリガナがわかる預金通帳の写し		

様式第2号(第8条関係)

指令 第 号
年 月 日

様

隠岐の島町長



隠岐の島町島留学促進事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった隠岐の島町島留学促進事業補助金について、下記のとおり交付を決定しますので、隠岐の島町島留学促進事業補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

記

交 付 決 定 額	円
交付の条件	

様式第3号 (第9条関係)

年 月 日

隠岐の島町長 様

(申請者) 住 所
氏 名
連 絡 先

印

隠岐の島町島留学促進事業補助金変更(中止)承認申請書

年 月 日付指令 第 号で交付決定のあった隠岐の島町島留学促進事業補助金について、下記のとおり変更(中止)の承認を受けたいので、隠岐の島町島留学促進事業補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり申請します。

1. 変更(中止) 年月日	年 月 日(予定)		
2. 変更(中止) の理由			
2. 変更後の下自肅 等の所在地	隠岐の島町		
3. 下宿等の家賃及 び変更申請額		変 更 前	変 更 後
	下宿等の家賃	円	円
	変更申請額	円	円
※添付書類		(確認欄)	
①下宿等の位置図		<input type="checkbox"/>	
②賃貸借契約書の写し		<input type="checkbox"/>	
③その他町長が必要と認める書類		<input type="checkbox"/>	

様式第4号(第9条関係)

指令 第 号
年 月 日

様

隠岐の島町長



隠岐の島町島留学促進事業補助金変更（中止）承認通知書

年 月 日付で申請のあった隠岐の島町島留学促進事業補助金変更（中止）について、下記のとおり承認しますので、隠岐の島町島留学促進事業補助金交付要綱第9条第2項の規定により通知します。

記

- この補助金の交付の対象となる事業は、年 月 日付で申請のあった事業とし、その内容は補助金変更（中止）申請書に記載のとおりとする。
- 変更（中止）後の事業に要する経費及び補助金の額は次のとおりとする。

補助事業に要する経費	円
補助対象経費	円
補助金の額	円
今回増(△減)額決定額	円

様式第5号(第10条関係)

年 月 日

隠岐の島町長 様

住 所

氏 名

連絡先

印

隠岐の島町島留学促進事業補助金実績報告書

年 月 日付指令 第 号で交付決定のあった隠岐の島町島留学促進事業補助金について、補助事業を完了したので、隠岐の島町島留学促進事業補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助金交付決定額 金 _____ 円

2 添付書類

家賃の領収書等の写し

様式第6号（第11条関係）

指令 第 号
年 月 日

様

隠岐の島町長



隠岐の島町島留学促進事業補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった隠岐の島町島留学促進事業補助金については、
下記のとおり補助金の額を確定したので通知します。

記

確定額 金 円

様式第7号(第12条関係)

年 月 日

隠岐の島町長 様

住 所
氏 名
連 絡 先

印

隠岐の島町島留学促進事業補助金請求書

年 月 日付指令 第 号により交付確定のあった隠岐の島町島
留学促進事業補助金について、島留学促進事業補助金交付要綱第12条の規定により下
記のとおり請求します。

記

請 求 額	円
-------	---

振込先

金融機関名		支店名	
預金種別	普通・当座	(刀ガナ)	()
口座番号		口座名義人	

様式第8号（第13条関係）

指令 第 号
年 月 日

様

隠岐の島長



隠岐の島町島留学促進事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付で申請のあった、隠岐の島町島留学促進事業補助金については、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 補助金額 円を取り消す。
- 2 事業に要する経費及び補助金の額は次のとおりとする。

補助事業に要する経費	円
補助対象経費	円
補助金の額	円
- 3 事業に要する経費の配分及びこれに対応する補助金の額は、別記のとおりとする。
(取消しの理由)

様式第9号（第14条関係）

指令 第 号
年 月 日

様

隠岐の島町長



隠岐の島町島留学促進事業補助金返還命令書

隠岐の島町島留学促進事業補助金交付要綱第14条の規定により、下記のとおり返還を命ずる。

記

1. 返還すべき金額 _____ 円
2. 返還期限 _____ 年 _____ 月 _____ 日
3. 返還を命ずる理由
4. 返還方法
5. 補助金の交付の内容
交付決定日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
交付日（支払日） _____ 年 _____ 月 _____ 日
交付額（支払額） _____ 円

【教示】

この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3カ月以内に、町長に対して審査請求をすることができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3カ月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。